

# 報 告 事 項 1

新たな連携型中高一貫教育の対象地域について

平成21年11月20日

## 報告事項 1

### 新たな連携型中高一貫教育の対象地域について

新たな連携型中高一貫教育の対象地域を柏原地域とし、別紙のとおり事業を進める。

平成 21 年 11 月 20 日

<参考>

〔趣旨〕

新たな地域での連携型中高一貫教育の導入をめざし、対象地域を柏原地域とするとともに、対象校を府立柏原東高等学校、及び柏原市立の 6 中学校として事業を進めることについて委員会に報告する件。

〔根拠規定〕

学校教育法施行規則

第八十七条 高等学校（学校教育法第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

二 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第九十条

四 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

大阪府教育委員会事務決裁規則

（専決した事項等の報告）

第七条 教育長、教育次長又は室長が専決した事項中必要と認められるものは、すみやかに委員会の会議において報告しなければならない。

## 新たな連携型中高一貫教育の対象地域について

能勢地域連携型中高一貫教育の成果を継承・発展し、新たに拡大する  
連携型中高一貫教育の対象地域を柏原地域とする。

(平成 23 年度、連携型中高一貫教育選抜による第 1 期生が大阪府立柏原東高校に入学予定)

### 柏原地域連携型中高一貫教育のめざすもの

**「地域で学び・育ち、地域を支え、次代を担う生徒をはぐくむ学校」**

【柏原東高校】⇒「入りたい学校」(地域に密着した魅力ある学校)、「入ってよかった学校」(一人ひとりの進路希望を実現し、満足度の高い学校)をめざします

○ 生徒、保護者、地域のニーズに応じた教育活動を充実し、地元中学からの信頼度UP!

【柏原市立中学校】⇒柏原東高校との連携により、中学校での学習意欲や進路への目的意識の向上をめざします

対象中学校： 柏原中学校、堅上中学校、国分中学校、堅下北中学校、堅下南中学校、玉手中学校 の6校

○ 柏原東高校との連携により教育活動を充実し、進路希望を実現!

今後のスケジュール： 平成 21 年 12 月 ～ 平成 22 年 3 月 柏原地域連携型中高一貫教育推進委員会（仮称）において、教育課程、連携内容等の検討  
平成 22 年 4 月 ～ 連携型中高一貫教育に向けた連携の開始  
平成 23 年 4 月 連携型中高一貫教育選抜による第 1 期生が柏原東高校に入学予定